

地域密着型通所介護事業所(ひだまり)
【重要事項説明書】

当事業所は、ご本人(契約者)に対して地域密着型通所介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次		
1. 事業者		1 ページ
2. 事業所の概要		1 ページ
3. 職員の配置状況と業務内容		2 ページ
4. サービス内容とサービス利用料金		3 ページ
5. 利用料金のお支払方法		5 ページ
6. 地域密着型通所介護計画について及び 利用の中止、変更		5 ページ
7. 苦情の受付について		6 ページ
8. 運営推進会議の設置		7 ページ
9. 協力・連携医療機関		7 ページ
10. 実習生の受入れについて		7 ページ
11. 緊急時の対応		7 ページ
12. 事故発生時の対応方法について		8 ページ
13. 非常災害・感染症の対応		8 ページ
14. 身体拘束について		8 ページ
15. 虐待の防止について		8 ページ
16. サービス利用に当たっての留意事項		9 ページ

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人ひだまり
主たる事業所の所在地	滋賀県米原市本郷 603-1
代表者名	理事長 永田 かおり
事業者設立年月日	平成 27 年 6 月 3 日
電話番号	0749-55-3131 (FAX 0749-55-8686)

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	地域密着型通所介護
事業所の名称	ひだまり
事業所の所在地	滋賀県米原市一色 458-2
開設年月	平成 28 年 10 月 1 日 (平成 15 年 3 月 NPO 法人で開設後、平成 28 年 10 月社福に移行)
指定事業者番号	2592400119
管理者氏名	三宅 祐子
管理業務担当者氏名	大谷 綾奈
電話番号	0749-54-2277
FAX 番号	0749-54-2299
携帯電話番号	080-9594-4210 (管理業務者が携帯しています)

(2) 事業の目的、運営方針等

事業の目的	ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者様のご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ご利用者様に対し、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適正な地域密着型通所介護を提供します。
運営方針	ご利用者様一人ひとりの性格や生き方を大切にし、心身の特性を踏まえ、ゆったりのんびり寄り添うような介護を行うように努めます。また、ご利用者様の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行います。
利用定員	18 名
サービス提供地域	米原市
営業日	月曜日から土曜日まで（1 月 1 日から 3 日は除く） ただし、年末年始に休日が 4 日続く場合は、内 1 日を営業日とする。

営 業 時 間	8 時 30 分から 17 時 30 分
サービス提供時間	9 時 20 分から 16 時 30 分
	早朝利用は 7 時 45 分から 9 時 20 分まで、延長利用は 16 時 30 分から 19 時 30 分まで対応可能です。（ただし、介護保険の給付対応とならない実費負担となります。）
設 備 等	食堂及び機能訓練室、浴室、相談室、静養室、送迎車

3. 職員の配置状況と業務内容

当事業所では、ご利用者様に対して地域密着型通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常 勤	非常勤	計	資 格
管理者（兼務）	1 人	人	1 人	介護福祉士（兼務）
生活相談員	1 人	1 人	1 人	介護福祉士、社会福祉主事任用資格
看護職員兼 機能訓練指導員	人	3 人	3 人	看護師、准看護師
機能訓練指導員	人	2 人	2 人	理学療法士、作業療法士、 看護師
介護職員	1 人	7 人	8 人	介護福祉士、ホームヘルパー 2 級、介護職員初任者研修等
	（当事業所では、無資格の介護職員も受け入れており、入社後は速やかに介護職員初任者研修の資格取得をしています。）			
調理員	人	4 人	4 人	

【業務の内容】

管 理 者	①事業計画の立案と遂行 ②事業の運営に関わる全体の管理 ③ご利用者様の状態把握とサービスの調整 ④地域密着型通所介護計画の立案及び確認 ⑤ご利用者様からの苦情・相談の解決 ⑥ご利用者様のサービス利用に伴う利用料の請求事務 ⑦職員の指導・教育、及び法令遵守のための必要な指揮命令
生活相談員	①ご利用者様の状態把握とサービスの調整 ②地域密着型通所介護計画の立案及び確認 ③サービス内容及び業務内容の検討と改善 ④ご利用者様からの苦情・相談の受付 ⑤管理者の業務補助

	⑥職員の指導、教育及び業務補助
看護職員	①ご利用者様の状態把握及び健康管理、医療処置 ②ご利用者様の状態に合わせた介護の指導と実践 ③介護職員の業務補助
介護職員	①ご利用者様の状態把握と状態に合わせたサービス提供 ②レクリエーションの立案と実践 ③ご利用者様の送迎介助 ④サービス内容及び業務内容の検討と改善 ⑤地域密着型通所介護計画の立案と遂行 ⑥管理者及び生活相談員の業務補助
機能訓練指導員	①地域密着型通所介護計画に基づいた機能訓練
調理員	①ご利用者様の食事の調理と提供 ②ご利用者様の嗜好及び栄養管理上の注意点の把握 ②ご利用者様の咀嚼・嚥下状態に合わせた調理の工夫

4. サービス内容とサービス利用料金

《サービスの概要》

①地域密着型通所介護計画の作成	・利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 ・地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。 ・地域密着型通所介護計画の内容について、ご利用者様の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書をご利用者様に交付します。 ・それぞれのご利用者様について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ・利用者様は、いつでも心身の状態に応じて希望を述べ、事業所と協議の上、事業所が提供するサービスの内容を変更することができます。また、心身の状態の大きな変化に伴い、サービス内容を変更したい場合には、地域密着型通所介護計画の変更を希望することができます。 ・業者は、ご利用者及びそのご家族から地域密着型通所介護計画の変更を求められた場合には、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するとともに、その内容を検討し、ご利用者の状況に応じた地域密着型通所介護計画書を作成します。
②利用者居宅へ	・事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所まで

の送迎	の間の送迎を行います。	
③日常生活上の世話	食事の提供及び介助	・食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	・入浴の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	・介助が必要なご利用者様に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	・介助が必要なご利用者様に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動移乗介助	・介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	・介助が必要なご利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
④機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	・ご利用者様の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	・ご利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。また、機能訓練指導員が専門的知識に基づいて訓練を行います。
⑤その他	・ご利用者様の選択に基づき、趣味、趣向に応じた創作活動の場を提供します。	

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

①介護保険給付の利用によるサービス利用の場合、原則として基本料金（料金表参照）の１割又は２割、又は３割をご負担いただきます。ただし介護保険の給付限度額を超えてのサービス利用は全額自己負担となります。

※料金は別紙「サービス料金について」を参照。

②加 算（１日あたりの利用料金）

※各加算の料金は別紙「サービス料金について」を参照。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

1. 食事の提供	ご利用者様に提供する食事に要する費用です。 食材料費として 1 日あたり 700 円 おやつ代 100 円		
2. 送迎代等について	ご利用者様に対する送迎費及び交通費 無料（利用料に含む） 但し、米原市を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、米原市を超えた時点から片道 1 km 毎に 50 円を徴収する。		
3. おむつ代 1 枚(円)	オムツ 120(円)	リハビリパンツ 120(円)	尿取りパット 30(円)
4. レクリエーション	ご利用者様の希望により、レクリエーションに参加していただくことができます。 利用料金・・・材料代等の実費を頂きます。（外出等で、施設利用料などかかる場合は実費負担となります。）		
5. 複写物の交付	ご利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 （1 枚）30(円)		
6. 早朝利用・延長利用	1 時間につき 1,000 円ご負担いただきます。		

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前月中までにご説明します。

5. 利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月 20 日までに（自動口座引落しを除く）お支払いください。

①当該事業所での現金支払い

②銀行振込み

【銀行振込みの場合の金融機関】

滋賀銀行／米原支店の指定の口座をお願いします。

③自動口座引落し（毎月 20 日、金融機関が休日の場合はその翌営業日）

【口座引落としの場合の金融機関】

ゆうちょ銀行を除く金融機関でお願いします。預金口座振替依頼書にご記

入・捺印いただきます。

6. 地域密着型通所介護計画について及び利用の中止、変更

- (1) 担当の介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者様及びご家族様の希望を考慮して地域密着型通所介護計画を作成し、送迎、食事の提供、入浴介助等、ご利用者の状態に応じた介護サービスを提供します。
- (2) 地域密着型通所介護サービスは、地域密着型通所介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者様の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービスを提供するものです。なお、地域密着型通所介護計画は、ご利用者様の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (3) 利用予定日の前にご利用者様の都合により、ご利用を中止又は変更をすることができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。なお、ご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ①利用予定日の前日の 17 時までに申出があった場合 無 料
- ②利用予定日の前日の 17 時までに申出がなかった場合 1 日の自己負担額相当
- (4) サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。

7. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ひだまり	担当者：大谷 綾奈 月曜日～土曜日 8:30～17:30 TEL 0749-54-2277 FAX 0749-54-2299
------	---

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

米原市役所 健康福祉部高齢福祉課	TEL 0749-53-5122 FAX 0749-53-5119 米原市米原 1016 番地
滋賀県 国民健康保険団体連合会	TEL 077-522-0065 FAX 077-510-6606 大津市中央 4 丁目 5 番 9 号
滋賀県運営適正化委員会	TEL 077-567-4107

	FAX 077-561-3061 滋賀県草津市笠山 7-8-138「県立長寿社会福祉センター内」
苦情相談第三者委員	当該事業所で設置しております。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、地域密着型通所介護サービスの提供に当たり、提供状況を定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望助言を受けるため、次のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉	
構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等
開 催	6 か月に 1 回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し公表します。

9. 協力・連携医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力・連携医療機関〉		
協力病院	地域包括ケアセンターいぶき	米原市春照 58 番地の 1 0749-58-1222
協力歯科医院	エムデンタルオフィス	彦根市松原町 1435-111 0749-21-5212
連携病院	市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313 番地 0749-68-2300

10. 実習生の受入れについて

事業者は、介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関又はその他教育機関からの依頼を受け、現場実習の受入れを行います。実習生がご利用者の方々に対して適切な関わり方が行えるよう養成機関や従業者により指導を行います。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

11. 緊急時の対応

当事業所では、ご利用者様がサービス提供期間中に体調不良等、心身の異常をきたした場合、及び事故・災害等の不測の事態により緊急の対応の必要が生じた場合は、ご家族、主治医、病院及び関係機関等へ速やかに連絡をとるとともに必要な措置を講じます。

また、ご利用者様及びご家族様は、上記の事態に備え、あらかじめ事業者に対し緊急時の連絡先を伝えるものとします。

12. 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する地域密着型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、米原市、ご利用者様のご家族様、主治医、病院及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、地域密着型通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」
保険会社	社会福祉法人全国社会福祉協議会保障制度 (引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)
保障の概要	事業者が業務遂行中若しくは遂行の結果、又は施設の所有、使用若しくは管理に起因する対人・対物事故について負担する賠償問題が発生した場合の補償

13. 非常災害・感染症の対応

- (1) 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとします。
- (3) 職員に消防計画及び業務継続計画等について定期的に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとします。

〈防火管理者〉	川 瀧 諭
〈消防用設備〉	自動火災報知機・非常用照明・誘導灯・消火器
〈非常時避難先〉	自治会避難場所 米原市人権総合センター（ＳＣプラザ） 広域避難場所 米原市立河南小学校

14. 身体拘束について

- (1) 当事業所では、ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、ご利用者様に対して隔離、身体拘束、薬剤投薬、その他の方法によりご利用者様の行動は制限しません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をご利用者様やご家族様等にできる限り詳しく説明いたします。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月開催します。

15. 虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従事者に結果の周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に対し、研修を定期的実施します
- (4) 上記措置を適切に実施するために責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 大谷 綾奈

16. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 当事業所の地域密着型通所介護サービスをご利用いただく場合は、契約の締結とともに、サービス利用開始日の直近（原則 1 か月以内）に医師が発行した「診療情報提供書」等、ご利用者の身体状況がわかる文書を提出していただきます。
- (2) 要介護度及び有効期限の確認のために、ご利用者様の介護保険被保険者証を提出していただきます。被保険者様の住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (3) 利用日前日から当日にかけての体調確認をお願いします。
- (4) 利用日当日の体調がすぐれない場合は、無理なご利用はお控えください。
- (5) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (6) 他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (7) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (8) 故意に他のご利用者様への迷惑・危険行為を行った場合は、事業者は責任を負いかねる場合があります。
- (9) 宗教活動及び政治活動はお控えください。
- (10) 事業者は、事業者の従業者、実習生、ボランティア（以下「従業者等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関するサービスを中止し、契約を解約することがあります。
 - ①身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（従業者等が回避したため危害を免れたケースを含む）
 - 【例】 ・包丁（刃物）を向ける
 - ・首を絞める
 - ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
 - ・ひっかく、つねる
 - ・服を引きちぎる
 - ・手を払いのける
 - ・唾を吐く

- ・物を投げつける

②精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

- 【例】
- ・無視し続け、サービス提供ができない
 - ・奇声、大声を発する
 - ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
 - ・従業者等にいやがらせをする
 - ・気に入っている従業者等以外のサービスを拒否する
 - ・刃物を胸元からちらつかせる
 - ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
 - ・業務終了後も要望を次々と出される
 - ・契約業務以上のサービスを強要する
 - ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
 - ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
 - ・「盗人」と言い続ける
 - ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
 - ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
 - ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

③セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- 【例】
- ・必要もなく手や腕を触る
 - ・抱きつく
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・あからさまに性的な話をする
 - ・卑わいな言動を繰り返す
 - ・従業者等の衣服等に手を入れる

④その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

- 【例】
- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
 - ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
 - ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
 - ・従業者等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為）
 - ・特定の従業者等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

令和 年 月 日 本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業 者	所在地	〒 5 2 1 - 0 2 1 2 滋賀県米原市本郷 6 0 3 - 1		
	名 称	社会福祉法人ひだまり		
	代 表 者	永田 かおり		
事業 所	事業所名	ひだまり		
	管 理 者	三宅 祐子		
	管理業務担当	大谷 綾奈		
	説 明 者	印		
	電話番号	0749-54-2277	FAX	0749-54-2299



本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

ご本人様	住 所	郵便番号 (-)		
	氏 名	印		
	電話番号	() -		

代 理 人 様	私は、本人に代わり上記署名を行いました。			
	本人との関係		署名を代行した理由	
	住 所	郵便番号 (-)		
	氏 名	印		
	電話番号	() -		

【別紙】サービス料金について

介護保険の給付の対象となるサービスの料金

介護保険給付の利用によるサービス利用の場合、原則として基本料金（料金表参照）の 1 割又は 2 割、又は 3 割をご負担いただきます。ただし、介護保険の給付限度額を超えてのサービス利用は全額自己負担となります。

《小規模事業所適用料金表》

通常【基本時間】 9 時 20 分～16 時 30 分（7 時間を超えて 8 時間まで利用時）

要介護度	1 日あたりの 利用料金(円)	保険適用時の 1 日自己負担額(円)		
		1 割負担 の場合	2 割負担 の場合	3 割負担 の場合
要介護 1	7,530	753	1,506	2,259
要介護 2	8,900	890	1,780	2,670
要介護 3	10,320	1,032	2,064	3,096
要介護 4	11,720	1,172	2,344	3,516
要介護 5	13,120	1,312	2,624	3,936

その他①【短時間】 9 時 20 分～15 時 30 分（6 時間を超えて 7 時間まで利用時）

要介護度	1 日あたりの 利用料金(円)	保険適用時の 1 日自己負担額(円)		
		1 割負担 の場合	2 割負担 の場合	3 割負担 の場合
要介護 1	6,780	678	1,356	2,034
要介護 2	8,010	801	1,602	2,403
要介護 3	9,250	925	1,850	2,775
要介護 4	10,490	1,049	2,098	3,147
要介護 5	11,720	1,172	2,344	3,516

その他②【延長利用】

延長利用は、7 時 45 分から 9 時 20 分、16 時 30 分から 19 時 30 分まで対応可能です。
ただし、介護保険の給付対応とならない実費負担となります。

※介護保険利用料の 1 か月の合計金額については、保険システム上 1 円から 2 円の誤差が生じることがあります。

加算（1 日当たりの利用料金）

加算名	1 日当たり の加算料金 (円)	保険適用時の 1 日自己負担額 (円)		
		1 割負担 の場合	2 割負担 の場合	3 割負担 の場合
1. 入浴介助加算 (Ⅰ)	400	40	80	120
1. 入浴介助加算 (Ⅱ)	550	55	110	165
2. 認知症加算	600	60	120	180
	※認知症のご利用者様を対象に、そのご利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合に対する加算です。			
3. 個別機能訓練加算 (Ⅰ) ロ	760	76	152	228
	※ご利用者様の生活機能を向上し、ご利用者様の心身状況を重視した個別機能訓練計画を作成及び実施している場合に対する加算です。			
4. 科学的介護推進体制加算	400/月	40	80	120
5. 口腔機能向上加算 (Ⅱ) (月 2 回まで)	1,600	160	320	480
	※ご利用者の口腔機能を把握し、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録及び定期的に評価していること。			

加算（1 月当たりの利用料金）

加算名	1 月当たりの加算料金 (円)
6. 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	1 月あたりの介護報酬総額に 12.5% を乗じた額